

教育長	次 長	課 長	係
水間	長部		



19 高教政第 1412 号
平成 20 年 3 月 4 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

日本スポーツマスターズ2008高知大会の開催に伴う業務等に
従事又は参加する教職員のサービスの取扱いについて（通知）

本年9月、本県において日本スポーツマスターズ2008高知大会（以下「マスターズ高知大会」という。）が開催されることになっています。

高知県が主催団体の一つとして中心的な役割を担い、その開催準備に向けて取り組んでいるところであり、県教育委員会としても、この大会の成功に向けて積極的に支援していく必要があると考えています。

マスターズ高知大会の開催に伴う業務等に教職員が従事又は参加する場合のサービスの取扱いについて、別添写しのとおり県立学校長あてに通知しました。

つきましては、貴所管の教職員の取扱いについてもこれに準じた取扱いをしていただきますようお願いいたします。

日本スポーツマスターズ2008高知大会の開催に伴う業務等に
従事又は参加する教職員のサービスの取扱いについて

平成20年9月に本県で開催される日本スポーツマスターズ2008高知大会（以下「マスターズ高知大会」という。）の業務等に教職員が従事又は参加する場合のサービスについては、次のとおりとする。

1 サービス上の取扱い基準

マスターズ高知大会の開催に伴う業務等に従事又は参加する教職員のサービスについては、別表のとおり取り扱うものとする。

なお、公務又は職務専念義務免除として取り扱う場合は、業務等に従事又は参加する教職員の所属する学校の校長に対し、当該業務を主催するマスターズ高知大会実行委員会会長又は各競技団体会長（以下「実行委員会会長等」という。）から、業務等の日程、場所、目的及び内容等を明示して、当該業務等への教職員の従事等の協力依頼があった場合に限るものとする。

このサービスの取扱いに関して疑義がある場合は、教育政策課に協議すること。

2 事務手続

- (1) 教職員は、実行委員会会長等からマスターズ高知大会に関係する組織の委員等に委嘱された場合又は日時を指定してマスターズ高知大会に係る業務に関する会合等への出席等の協力依頼を受けた場合には、速やかに委嘱状等を校長に提出するものとする。

- (2) マスターズ高知大会の業務等に従事する場合

校長は、委嘱状等又はマスターズ高知大会実行委員会会長からの校長に対する協力依頼文書の内容を確認のうえ、別表の基準に照らして公務として取り扱うかどうかを判断し、本来の業務に支障がないと認められる場合は、委嘱又は協力依頼された業務等への従事を命ずるものとする。

当該業務等への従事を命ずるもののうち、旅行を伴う場合については、旅費別途支給による旅行命令を行うものとする。（マスターズ高知大会実行委員会又は各競技団体から教職員に直接旅費が支給される。）

- (3) マスターズ高知大会に参加する場合

校長は、委嘱状等又は各競技団体会長からの校長に対する協力依頼文書の内容を確認のうえ、別表の基準に照らして職務専念義務免除として取り扱うかどうかを判断し、本来の業務に支障がないと認められる場合には、職務専念義務免除に係る所定の手続きを行うものとする。

3 適用期間

この通知による取扱いは、平成20年3月4日から平成21年3月31日までの間適用する。

ただし、職務専念義務免除の取扱いは、マスターズ高知大会の終了までとする。

「マスタース高知大会」の開催に伴う業務等に従事又は参加する教職員の服務の取扱い

区 分	内 容	業務等の具体例	服務上の取扱い
実行委員会の業務に従事する場合	マスタース高知大会実行委員会会長から委嘱または要請を受けて、以下の業務に従事する場合。 ① 実行委員会の構成員としての業務。 ② 実行委員会が実施する事業に関する業務。 ③ 大会の大会役員、競技会役員、競技役員としての業務。	・ 高知県実行委員会総会、企画運営委員会への出席 ・ 財団法人日本体育協会及び中央競技団体との連絡調整 ・ マスタース滋賀大会の視察 ・ マスタース高知大会の大会役員、競技会役員、競技役員として大会準備・大会運営・競技運営に従事 大会役員（マスタース高知大会役員） 競技会役員（各競技会の副会長、顧問等） 競技役員（直接競技の運営を行う者及び審判員）	公 務
マスタース高知大会に選手等として参加する場合	監督、コーチ、マネージャー、選手として参加する場合。	・ マスタース高知大会への参加	職 免 (規則第2条第14号)